

グループ3 (3) 車両の安全性を向上させる装置の装着

以下の判断基準に沿った装置の装着状況について確認します。

●判断基準

【2 点付与とするもの】

国土交通省「先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（令和 6 年度・令和 7 年度）」対象装置を 1 台以上導入していること

※実際に補助金を受けているかどうかは問いません。

<対象装置（令和 6 年度補助金）>

- 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）
- ドライバー異常時対応システム
- 側方衝突警報装置
- アルコール・インターロック
- 車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置
- 先進ライト
- 後側方接近車両注意喚起装置
- 事故自動通報システム（後付け含む）

提出資料は、下記の 1、3、4 を添付してください。



参考 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（令和6年度） | 自動車総合安全情報

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06.html

【1点付与とするもの】

下記の装置のいずれかを 1 台以上導入していること

＜対象装置＞

- ドライブレコーダー ○後方視野確認支援装置（バックアイカメラ）
○側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ） ○側方衝突監視警報装置（左折巻き込み防止装置）

提出資料は、下記の 2、3、4 を添付してください。

提出書類 (イメージ)

1. 【ASV（2点装置）】装置の設置状況がわかる資料（次の①または②を添付する）

※車検証の備考欄に ASV 装置について明確に記載がある場合は不要です。

① 「搭載証明書」や「購入時の領収証」等のコピー

以下の内容を確認します。

- 導入事業所名
- 車両の登録番号
- 車両の型式
- 車両のメーカー名
- 搭載装置名
- 販売会社もしくは装置の取り付け会社

※右の「搭載証明書」のフォームは下記リンクよりダウンロードできます。

「安全装置搭載証明書」

<https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/shinsei2025dl.html>

＜記入例＞

会社印 ☒ 印 ☐

安全設備監査報告書

「認定」を受け、安全衛生管理の改善を図る認定事業者は、認定後3年以内に、「改善事業計画書（A3B）」の作成と実行を要します（13.27.2）。継続的な改善と安全設備の充実を図ることとなります。

事業者名 株式会社〇〇〇〇 営業所名 東京営業所

⑤安全設備

安 全 通 告	締 切	3.0.0	日	3.3.0
メーカー名	〇〇設備株式会社			
型 式	型式〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			

⑥安全設備

☐ 電気設備用絶縁ブレード（空気絶縁設備用絶縁器）

☐ 電気設備用絶縁装置・車載用絶縁システム（空気絶縁システム）

☐ ロッドバー・風害対策システム（13.27.2.2） ☐ 防風対策警報システム

☐ フォールアラームインターロック ☐ 車載自動運転システム（13.27.2.3）

☐ 防風対策指定区間任意変更設備

会社印 ☐ 印 ☒

品名 ☐ 〇〇番車 機体色 ☐ 〇〇

色 別 車体色 ☐ 〇〇機体色 ☐ 〇〇

通風機 ☐ 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

- ②装置の設置状況が確認できる写真及び機器類のカタログなど、機能や性能が分かる資料のコピー
- 対象となる装置の機能等が記載されているカタログ・説明書など
 - 装置の装着写真や、装置の機能に対応するスイッチなどの写真
- ※ a、b両方の資料を添付してください。

2. 【1点装置】装置の設置状況がわかる資料（次の①及び②を添付する）

- ①装置の設置状況が確認できる写真
- ②装置のカタログなど、機能や性能が分かる資料のコピー（メーカー名、型番などがわかること）

3. 装置設置車両が写っている写真



車検証に記載されている車両番号と
同じ車両（正面からの写真。ナンバ
ープレートが読みとれるもの）

4. 機器設置車両の基準日（2025年7月1日）現在有効な車検証（電子車検証においては自動車検査証記録事項）のコピー

→電子車検証の場合は情報確認のため、「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。

<自動車検査証記録事項(電子車検証)>

自動車検査証記録事項	
1. 車両番号	111210000001
2. 有効期間	令和 3 年 10 月 1 日
3. 住所	北海道札幌市中央区南一条西五丁目△△△
4. 事業用	事業用

①車両番号（資料-1～3
の番号と一致すること）

②有効期間

③住所（申請営業所の所
在地・施設等の住所）

④事業用（緑ナンバーで
あること）

<紙の車検証>

<電子車検証券面>

●判断基準

- 機器の設置状況：機器の導入状況に関する資料、又は機器類の性能に関する資料及び設置状況の写真
- 機器設置車両に係る情報（車検証・写真）：①車両番号 ②有効期間 ③住所 ④用途（事業用）

<注意事項>

- ・申請する車両については、自認項目グループ 4 - (5) と同一でも構いませんが、写真や車検証等の関係する資料は、必ずそれぞれの項目に添付してください。
- ・各資料は、同一の車両であることが確認できるような資料を提出してください（1 台分で構いません）。
- ・電子車検証を使用している場合は、「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。
※「券面」のみでは審査に必要な情報が確認できないため、加点の対象となりません。
- ・写真の資料が不鮮明等で必要な情報が読み取れない場合、加点とならない場合があります。

対 象 外

- 助成金の交付に係る決定通知のみ
- 基準日現在で導入が確認できないもの
- 具体的な内容が書類で確認できないもの